

異業種による銀行業参入等新たな
形態の銀行業への対応について

金融審議会第一部会

資料

平成12年9月12日

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業への対応について

．基本的な考え方

- 最近の、事業会社等の異業種による銀行業参入の動きや、店舗網を持たずインターネット上でのみサービスの提供を行う業務形態等、従来の伝統的な銀行業にはない新たな形態の銀行を設立する動きについては、金融技術の革新、競争の促進等を通じて、我が国金融の活性化や利用者利便の向上等に寄与する可能性があるものと評価。
- 他方、こうした動きは、資本形態、業務形態、店舗形態の面において従来にない新たな動きであることから、銀行法上要請されている銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、免許審査・監督上適切な対応が必要。

．運用上の指針の策定

- 現行銀行法の運用上の指針として、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」を、パブリック・コメントも踏まえ策定。
- 本指針は、最近の新たな形態の銀行に対する対応について、5つの問題点に整理し、それぞれにつき免許審査及び免許後の監督における留意点を整理（監督上の対応は同様の形態を持つ既存銀行にも適用）。ポイントは以下のとおり。

子銀行の事業親会社等からの独立性確保（銀行の健全性確保を最優先とした経営の確保）

- ・ 事業親会社等の経営戦略における子銀行の位置付けのチェック
- ・ 役職員の兼任状況のチェック
- ・ 事業親会社等に該当する主要株主の変更の報告 免許の条件

（注）事業親会社等か否かは、議決権20%等の形式基準でなく企業会計上の実質影響力基準で判断。

事業親会社等の事業リスクの遮断

【リスク遮断策の策定】

- ・ 大口信用供与規制やアームズ・レングス・ルールの遵守に加え、事業親会社等の経営悪化時の支援・融資等を禁止

- ・ 事業親会社等の経営悪化・子銀行株売却・預金引出し等によるリスクの回避や、営業基盤を親子で共有している場合の共倒れリスクの回避

【事業親会社等の業況把握】

- ・ 監査法人による存続可能性チェック及び、他の監査法人におけるダブルチェック（又は市場での一定の評価）

【監督上の留意点】

- ・ 事業親会社等の財務諸表・監査報告書等の定期的な提出
 - ・ 事業親会社等からのリスク遮断策の確実な履行
- } 免許の条件
- 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護
- ・ 最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得る
 - ・ 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性
 - ・ 金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本の確保
 - ・ 確実かつ安定的な収益源の確保や、前提となる諸条件が見込みを下回った場合の対応方策
- 有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護
- ・ 顧客からの苦情・相談の対応、商品の説明義務の履行、システムダウン時の対応

・ 制度面等における対応

- 既存銀行の買収その他の場合において、銀行の健全性に支障をもたらすような不適格な株主を把握し、これを排除し得る権限を監督当局に付与すること等、異業種参入に係る制度改正の問題については、今後、金融審議会等において早急に検討を開始。
- また、銀行の他業禁止の緩和等業務範囲の拡大、更には株式保有制限の在り方等、異業種の銀行業参入とは裏腹の関係にある規制緩和の問題についても、関係各方面の理解を得つつ、金融審議会等において検討を行い、規制緩和を推進。